

---

令和6年 第2回 宇美町議会臨時会会議録（第1日）

令和6年11月27日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第7 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事）
- 日程第8 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和5・6年度武道館空調設備改修等工事）
- 日程第9 議案第44号 和解について（光正寺古墳公園法面損壊）
- 日程第10 議案第45号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第6号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第7 議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和

5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事)

日程第8 議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について(令和5・6年度武道館空調設備改修等工事)

日程第9 議案第44号 和解について(光正寺古墳公園法面損壊)

日程第10 議案第45号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第6号)

---

出席議員(12名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 松田 好弘

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 折居 邦成
総務課長 …………… 八島 勝行	地域コミュニティ課長 …… 太田 一男
シティプロモーション課長 …… 瓦田 浩一	企画財政課長 …………… 工藤 正人
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 野田 幸二	健康課長 …………… 水野 治也
福祉課長 …………… 佐伯 剛美	環境課長 …………… 石川 和男
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 竹下 健一	こどもみらい課長 …… 入江 和美

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程を表示しております。御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回宇美町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

お知らせします。本臨時会中、議会広報用のため事務局職員による写真撮影を許しております。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、小林議員及び2番、安川議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討した結果、本臨時会の会期は、本日11月27日、1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月27日、1日間に決定しました。

---

**日程第3. 町長の提案総括説明**

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、町長の提案総括説明を行います。

町長より本臨時会に提案された案件は、専決処分の報告1件、専決処分承認案2件、工事請負契約変更案2件、和解案1件、予算案1件の計7件です。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸）

おはようございます。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに御多忙の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、専決処分の報告1件、専決処分承認案2件、工事請負契約変更案2件、和解案1件、予算案1件の計7件であります。

報告第6号の専決処分の報告については、令和6年9月10日に宇美中央二丁目12番8号横町道で発生した個人宅ブロック塀物損事故の相手方と示談が成立し、令和6年10月4日に専決処分を行ったことを議会に報告するものであります。

承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の管理執行経費について、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和6年10月1日に令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を専決処分しましたので、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものです。

補正の内容は、衆議院議員選挙管理執行経費における投票立会人等の報酬、従事する職員の時間外手当、郵便料、委託料等の歳出に対し、県支出金を歳入として歳入歳出それぞれ2,132万9,000円を追加し、予算総額を153億352万3,000円とするものです。

承認第5号の専決処分の承認を求めることについては、福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）が執行されることに伴い、県議会議員選挙の管理執行経費について、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和6年10月23日に令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものです。

補正の内容は、県議会議員選挙管理執行経費における投票立会人等の報酬、従事する職員の時間外勤務手当、郵便料、委託料等の歳出に対し、県支出金を歳入として歳入歳出それぞれ1,744万4,000円を追加し、予算総額を153億2,096万7,000円とするものです。

議案第42号の工事請負契約締結についての議決内容の一部変更については、令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事請負契約締結に係る議決内容の一部変更を行うものであります。

現在、工事はおおむね完了しているところですが、清算的な要因で工事契約内容の変更を行うものであり、令和6年11月8日に請負者である西村建設株式会社宇美営業所と仮契約を締結し、請負契約額を319万円増の1億7,831万円とする工事請負契約の一部変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号の工事請負契約締結についての議決内容の一部変更については、令和5・6年度武道館空調設備改修等工事請負契約締結に係る議決内容の一部変更を行うものであります。

現在、改修工事を進めているところですが、屋外工事、内外装工事、金属工事及びその他工事

の増工に伴い、令和6年11月8日に請負者である日本空調サービス株式会社九州支社と仮契約を締結し、請負契約額を1,082万8,400円増の1億4,603万1,600円とする工事請負契約の一部変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号の和解については、令和6年2月7日に判明した光正寺古墳公園ののり面損傷について和解するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第45号の令和6年度宇美町一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出それぞれ438万円を追加し、予算総額を153億2,534万7,000円とするものです。また、地方債の補正を併せて提案しています。

本補正予算では、歳出では、令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事費の変更増額の不足分を追加補正し、歳入では、交付金の交付決定通知に合わせ国庫支出金及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などの補正を行っています。

以上で、提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明させていただきますので、議決いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

#### ○議長（古賀ひろ子）

町長の提案総括説明を終わります。

---

### **日程第4. 報告第6号**

#### ○議長（古賀ひろ子）

日程第4、報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。水野健康課長。

#### ○健康課長（水野治也）

失礼いたします。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和6年11月27日提出、宇美町長安川茂伸。

2ページ目が専決処分書となっております。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。1、和解及び損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。2、事故の概要ですが、令和6年9月10日10時40分、宇美町宇美中央二丁目12番8号横町道において、職員が公用車を右折させる際、壁との距離感を誤り、車両の右側後方が個人宅ブロック塀に接触し、ブロック塀が損傷したものでございます。3、損害賠償の額ですが、9,350円でございます。4、和解の内容ですが、（1）宇美町と相手方は、宇美

町の過失割合が100%であることを確認する。(2)宇美町は相手方に対し、損害賠償額9,350円の支払い義務があることを認める。(3)宇美町は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として9,350円を相手方が指定する口座に支払う。(4)損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するものです。

3ページをお願いします。参考資料1、位置図と事故発生状況上空図となっております。事故発生場所、車両とブロック塀の位置関係等についてお示しをしております。

4ページに参考資料2として、相手方ブロック塀の損傷写真を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、本件事故につきましては、令和6年10月16日に示談が成立しております。相手方に対する損害賠償額については、宇美町加入の全国自治協会自動車損害共済により全額対応するものでございます。

公用車の運転については、事故等がないよう十分注意し、安全運転に今後努めてまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（古賀ひろ子）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第6号 専決処分の報告についてを受理します。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時11分休憩

.....

10時13分再開

#### ○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

### 日程第5. 承認第4号

#### ○議長（古賀ひろ子）

日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

## ○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。会議資料のほうは、05承認第4号の枝番1のほうになります。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、衆議院議員総選挙の執行に伴い、緊急に補正予算を編成する必要性が生じ、令和6年10月1日に令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものです。

次のページ、専決第3号、専決処分書で、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度宇美町一般会計予算書（補正第4号）を令和6年10月1日に専決処分したものでございます。

今回の補正予算につきましては、9月30日付で福岡県選挙管理委員会書記長から通知されました衆議院の解散に伴う総選挙の執行についてにおきまして、総選挙の執行に遺漏ないよう万全を期すことが求められたことから、10月1日付で専決処分をさせていただいております。

それでは、予算書のほうを見ていただきたいと思います。予算書の3ページをお開き願います。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2,132万9,000円を追加し、予算総額を153億352万3,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費4項選挙費5目衆議院議員選挙費において、衆議院議員選挙管理執行経費として、投票管理者や投票立会人、会計年度任用職員（日給）等の報酬が合計で152万8,000円、職員手当等318万1,000円、この後、報償費、旅費、需用費、役務費のほか、選挙公報配布業務委託料や、次の14、15ページにあります選挙事務運営業務委託料などの委託料が合計で1,255万3,000円、最後に投票用紙読取分類機リース料などの使用料及び賃借料を109万3,000円計上いたしております。

続いて、歳入に入ります。戻って10ページ、11ページをお願いいたします。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金を2,132万9,000円計上いたしております。

最後になりますが、予算書16ページ、17ページには今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

**日程第6. 承認第5号**

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。資料のほうは、会議資料一覧の06承認第5号の1のほうを見ていただければと思います。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）の執行に伴い、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和6年10月23日に令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページ、専決第5号、専決処分書となっております。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度宇美町一般会計予算書（補正第5号）を令和6年10月23日に専決処分したものでございます。

今回の補正予算につきましては、10月16日付で福岡県選挙管理委員会委員長から通知され

ました福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）の執行についてにおきまして、当該選挙の管理執行に遺漏ないよう万全を期すことが求められたことから、10月23日付で専決処分をさせていただきます。

それでは、予算書のほうをお開きいただきたいと思います。予算書3ページになります。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1,744万4,000円を追加し、予算総額を153億2,096万7,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費において、県議会議員選挙管理執行経費として、投票管理者や投票立会人、会計年度任用職員（日給）等の報酬が合計で93万3,000円、職員手当等287万2,000円、この後、報償費、旅費、需用費のほか、役務費の郵便料が272万5,000円、選挙公報配布業務委託料や、次の14、15ページにあります選挙事務運営業務委託料などの委託料が合計で1,073万2,000円、最後に使用料及び賃借料を5万9,000円計上いたしております。

続きまして、歳入のほうを説明いたします。戻って10ページ、11ページをお願いします。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金、県議会議員選挙費委託金を1,744万4,000円計上いたしております。

最後になりますが、予算書の16ページ、17ページには、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

#### ○議員（4番 丸山康夫）

予算書の15ページに選挙事務運営業務委託料638万円が計上されています。一体どのような業務をどこに委託したのか説明してください。

#### ○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

#### ○総務課長（八島勝行）

選挙事務運営業務委託料でございますが、これにつきましては以前、職員が選挙の事務を全て行っておりましたが、期日前投票ですね、県議会議員の選挙でありますと8日間ありますが、その期日前投票の投票所の運営、それから当日の投票所の設営、それから撤収、当然当日の選挙事務の運営それらのほとんどを委託しております。今回の委託先につきましては、Zero-Tenというイベント等を主に手がけている会社に委託しております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

この県議会議員選挙というのは、宇美町からお金を出さなくていいんですけれども、今までと違って、職員が全部やっていたのを業者に委託すると。それで一体どのくらいの費用節減効果があったんですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

この委託料につきましては、実際、職員が選挙事務を運営した場合、時間中の業務もございまして、これまでは目に見えていない経費、これらについても委託費としてかかってきますので、目に見える費用としては、逆にちょっと高くはなっております。ただ、業務中に抜けて選挙事務に従事するということがかかり減りましたので、そういった面でいうと、シャドーコストが減っているというふうには言えるとは思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時25分休憩

.....

10時26分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

**日程第7. 議案第42号**

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。

議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和6年3月6日付議案第7号をもって議決されました令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改めるものでございます。令和6年11月27日提出、宇美町長安川茂伸。

2、請負契約額中、1億7,512万円を1億7,831万円に改めるものです。

提案理由ですが、令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事を施工中のところ、外壁改修工事及び電気設備工事の増工、外構・共同施設整備工事、建具改修工事及び防水改修工事の減工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたので、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、参考資料1を御覧ください。

1、変更の概要、請負契約額1億7,512万円を1億7,831万円に改め、319万円1.82%の増額となります。

内訳としましては、①外壁改修工事、施工数量変更によるもので568万3,000円の増。②電気設備工事、電気系統盤の取替えで31万円の増。③外構・共同施設設備工事、外構仕上げ計画の見直しによる施工数量変更によるもので142万4,000円の減。④建具改修工事、建具廻りシーリングの数量変更で78万8,000円の減。⑤防水改修工事、改修範囲の数量変更で62万円の減。⑥その他施工数量の清算によるもので2万9,000円の増となります。

2、工期、3、工事請負人につきましては、記載のとおりとなります。

次のページ、参考資料2を御覧ください。

図中左側には改修平面図の当初分と変更分を、右側には代表的な改修立面図の変更分を掲載しております。また、図中右下に凡例を設けておりますが、改修平面図の主な変更箇所としまして

は、品質を確保するためアスファルト舗装をコンクリート舗装へ変更し、駐車場新設では、現地測量の結果、台数を7台から8台へと変更したものです。

右側の外壁改修立面図では、上階に進むにつれ改修箇所が増加しておりまして、その結果、施工数量の増加につながったものと判断しております。

なお、現場での改修工事は、入居されてある方々の御協力の下、おおむね完成する段階となっており、安全に配慮した工事を進めることができたところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（古賀ひろ子）**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古賀ひろ子）**

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古賀ひろ子）**

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（古賀ひろ子）**

起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第43号**

**○議長（古賀ひろ子）**

日程第8、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹下社会教育課長。

**○社会教育課長（竹下健一）**

よろしくお願いいたします。

議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和6年3月6日付議案第8号をもって議決された令和5・6年度武道館空調設備改修等工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和6年11月27日提出、宇

美町長安川茂伸。

2、請負契約額中、1億3,520万3,200円を1億4,603万1,600円に改める。

提案理由でございますが、令和5・6年度武道館空調設備改修等工事を施工中のところ、屋外工事、内外装工事、金属工事及びその他工事の増工に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページ、参考資料1をお願いいたします。

1の変更の概要ですけれども、請負契約額、契約前1億3,520万3,200円、変更後1億4,603万1,600円、増減1,082万8,400円、割合にいたしまして8.01%の増額となるものでございます。

内訳につきましては、①屋外工事では、バルクタンク置場の見直し、ガス供給管サイズの変更、室外機廻りの防音壁設置などの変更理由から384万1,400円の増額。②内外装工事では、主要間仕切防火区画貫通処理、南面窓の1階・2階の網戸設置、剣道場可動間仕切り撤去処分などの変更理由から153万7,000円の増額。③金属工事では、1階ホール天井廻り縁の見直し、2階天井内下地振れ止め補強の変更理由から35万円の増額。④その他の工事では、シャワー室温水器の改修の変更理由から510万円の増額となっております。

2、工期につきましては、令和6年3月8日から令和6年12月13日まで。変更はございません。

3、工事請負人については、記載のとおりでございます。

資料の3ページ、参考資料2では、屋外及び武道館1階の変更内容を項目ごとに示しております。また資料の4ページ、参考資料3には、武道館2階の変更内容を項目ごとに示していますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第44号

#### ○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第44号 和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石川環境課長。

#### ○環境課長（石川和男）

議案第44号 和解について。

上記の議案を次のとおり提出する。令和6年11月27日、宇美町長安川茂伸。

1、和解の相手方につきましては、記載のとおり、甲、乙、丙、丁の4者でございます。

2、事件の概要。令和6年2月7日に志免町在住の当時小学6年生4名により、都市公園である光正寺古墳公園ののり面の一部がスコップ等によって掘削され、階段のように段差をつくるなどの損傷を受けたことが判明したものでございます。

3、和解の内容。（1）甲、乙、丙及び丁（以下「甲ら」という。）は、宇美町（以下「戊」という。）に対し、連帯して、本件に基づく損傷の修復義務を負うことを認める。（2）甲らと戊は、本件に基づく損傷の修復工事内容に関する協議の結果、その修復方法について、別紙施工図記載のとおり合意する。（3）甲らは、戊に対して、連帯して、別紙施工図記載のとおり工事を施工して本件に基づく損傷を修復し、その施工費用を負担する。（4）戊は、前号の修復工事の完了後速やかに、第1号が定める甲らの修復義務が果たされているか否かについて検査を行うものとする。（5）甲ら及び戊は、修復工事に係る瑕疵担保責任を1年とすることに合意し、その間に瑕疵による損壊等が生じた場合には、甲らは戊に対し連帯して瑕疵修補に要する費用を負担する。（6）甲らと戊は、本件に関し、前各号に定めるもののほか何ら債務債権のないことを相互に確認するものでございます。

提案理由でございますが、令和6年2月7日に判明した光正寺古墳公園のり面の損傷について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考としまして、2ページに位置図、それから3ページに修復工事の施工図を添付いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、本件につきましては、議決後速やかに示談書を取り交わし、工事については、法定代理人（親権者）が発注者となりますので、早い時期に着工をお願いすることといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 和解についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時39分休憩

.....

10時40分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

**日程第10. 議案第45号**

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第45号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。

それでは、議案第45号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出それぞれ438万円を追加し、予算総額を153億2,534万7,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を提案いたしております。

歳出のほうから説明をさせていただきますが、資料につきましては、11月臨時議会議案資料綴一般会計補正予算(第6号)事業一覧表を御参照いただきたいと思います。

それでは、予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費4目施設整備費、002宇美小学校施設整備費におきまして、宇美小学校校舎外壁等改修工事費に不足が見込まれるため、学校整備工事請負費(補助)を438万円増額いたしております。歳出は以上になります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、前のページ、10ページ、11ページをお開き願います。

まず、14款国庫支出金2項国庫補助金9目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、交付決定通知に合わせまして730万6,000円を減額いたしております。

次の18款繰入金2項基金繰入金9目ふるさと応援基金繰入金は、宇美小学校校舎外壁等改修工事中、補助対象外と見込まれる経費につきまして、当初予算におきましてふるさと応援基金を充当しておりましたが、今回工事費の確定に伴いまして681万4,000円を減額し整理いたしておるものでございます。

21款町債1項町債8目教育債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、事業費の確定及び国の交付金の減額に伴い1,850万円増額いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更は、限度額の変更で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の限度額を8,770万円から1億620万円に変更するものでございます。

最後になりますが、予算書の最後の14ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長(古賀ひろ子)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(古賀ひろ子)

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

**○議員（4番 丸山康夫）**

今回の補正は、宇美小学校の外壁等工事の大幅な増工によるものですよね。3,700万円の増工になっています。かかったものはしょうがないですよね。ただ、増工になったおかげで、事業一覧2ページに記載されているように、国・県の補助金730万円が減額になっているんですよ。その分は起債で穴埋めしますということなんですけれども、起債も交付税の算入率50%なんです。50%は借金なんです。3,700万円増工になった分、それはしょうがないとしても、やはり国庫補助金が適切に取得できなかったということは、私は本当に大きな課題じゃないかなと思っています。なぜ3,700万円が増工になってしまったのか。全協でも説明されましたけれども、いま一度明確に回答していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（古賀ひろ子）**

川畑学校教育課長。

**○学校教育課長（川畑廣典）**

今回の大幅な増工ということで金額が増えた理由ですけれども、まず一番大きいのは、設計の段階で通常は目視による積算をしますので、いわゆる目視と現地確認では差が出るということで、通常は補正值を使う。例えば目視で100だったのが、実際はもっと増えるだろうということで、例えば補正值を1.3するとか1.4するとか。そういったものをするところを、うちの担当課の確認不足により、この補正值をまず設計の段階で1.0で使用していなかったというのが一番大きなところになります。これについては、うちの確認ミスということですので非常に申し訳なかったと思っております。

また、2点目については、先ほど言われたとおり、どうしてもこの増工の部分というのが今回一番やはり多かったのは、モルタル浮きと露筋の爆裂。これについては外側から見ても見えないという部分がすごくあったということで、私も現場を見ましたけれども、近くで見ても、たいていみないと分からない。こういった部分が非常に多くあったということで増工になったということですので、まずは一番の設計の段階でのこういったミスを今後は要確認、それから、現在管財課のほうと協力をして見ていただいていますので、そういったところでも協力してミスのないようにということで、今後進めていきたいと思っております。

**○議長（古賀ひろ子）**

丸山議員。

**○議員（4番 丸山康夫）**

これですね、学校教育だけを責めるわけにはいかないんですよ。よく分かってあると思う、執行部の方は。なぜこういったことが起こったのかというその原因をしっかりと見極めていかなきゃいけないと思っているんです。

何でこういうことが起こったのか。初歩的なミスが起こったのか。学校教育課はあれだけ多くの施設を管理されていますよね。圧倒的に人が足りないです。人材が足りないです。特に設計に精通した、あるいは工事に精通した職員がいないんです。そこが一番問題じゃないかなと思っています。そういったことが積み重なって、今回みたいに、取れる国庫補助金をきちんとゲットできない。大きいんですよこの金額は、かなりですね。全部穴埋めしなきゃいけないです、一般会計から。それがないように、やっぱり職員体制をきちんとやっていかないと、再びこういったことが起こると思います。

副町長にお聞きしたいですね、原田さんに。今年そういった特に技術職の採用なんていうのもきちんとやりますと、やっていきますと、職員体制確保しますとおっしゃられていましたけど、きちんとやれたんですか、今の段階で、どうなんですか。二度とこういったミスが起こらないように対処できるんですか。そこを回答していただけますか。

#### ○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

#### ○副町長（原田和幸）

まずもって、この宇美小学校の校舎の外壁工事については、大幅な増工ということで予算不足を生じてしまいましたことについておわびを申し上げたいと思います。

その要因として、先ほど担当課長が申しあげましたように、設計段階において誤認をしておったということが大きな要因として挙げられるかと思います。その1つとして、職員の経験不足であったり、技術的な部分についての認識不足という点が大いに影響していたものというふうに思っています。

こういった公共工事の発注等に当たりましては、もちろん担当課だけでは十分対応できないということもありまして、管財課等の支援を受けながら対応しているのが常でございまして、なかなか昨今こういった工事が立て込んでおまして、十分に支援もできていないという状況もございまして、まさしくおっしゃられるように技術者というか、そういった専門職の職員が不足しているという点も挙げられるかと思います。もちろんこの点については私どもも十分認識をしておまして、ゆえに今年度は、そういった専門職についての採用を積極的に行っていきたいということで、春先から土木職、それから建築職について募集を行ってきたところでございます。

現在、土木職については何とか確保できている状況でございまして、建築については、応募があったものの採用には至らずということで、現在、改めて追加募集をさせていただいているとこ

ろです。先日、課長会の中でも、再度私のほうからも、課長さんたちには今現在の状況を伝えて、何とか声かけを行っていただくようにと、応募があるようにということでお話をしているところでございます。そうした中で採用して適正に配置ができるように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

採用できればいいんですね。ただ、今、見込みが本当に薄いです。特に建築系の技術者、どこも欲しいんですね。宇美町に来てくれるでしょうかね。なかなか難しいと思います。じゃあ、対応策はどうやっていくのかと。例えばサポート体制を委託するような、県にも建築技術情報センターみたいなのがありますけれども、そこに対してサポート体制お願いできませんかみたいな相談であったり、あるいは民間でも結構なんですけど、職員が採用できなかった場合にそういったことをきちんとやっていかないと、職員はますます疲弊してしまうんじゃないかなと。たまりません、普通の事務職が、技術系のことをしっかり精通できるような業務を賄っていくこと。無理なんですよ。そういったことお考えはありませんか。職員採用できたらいいんですけども、採用できなかった場合の対応策。このあたりどのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

今回の場合におきましても、工事管理業務委託というのを出しております、コンサルのほうに委託しているわけですけども。このコンサルによって現場の指導、監理等を行っていただいております。基本的には現場とのやり取りはコンサルさんがやっていただいて、その決断を我々がするというところになっています。ワンデーレスポンスって言ってすぐに現場の対応を我々のほうに持ち帰って、我々が判断するというような流れが非常に重要なところになっています。これが我々素人と言ったら失礼ですけども、専門職じゃなかったらこれが非常に難しいところになるかと思えます。だから、こういうふうにコンサル業務に委託をして、その連携を図るところで、今までこういうふうな建築に関しては行ってきたところでございます。土木においても、たまに大きい工事になればそういうことをやるんですけども、土木は技術職がほとんど専門でやっていらっしゃるんで、こういうふうなことはしておりませんが、建築に関してはそのような対応を取っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（古賀ひろ子）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第2回宇美町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時54分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月14日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 禎 幸

署名議員 小 林 孝 昭